

ロータリークラブ定款と CLP の矛盾

1998 年の規定審議会において、奉仕活動の実践がクラブ例会のメイクアップとして認められるように定款が変更になった際、ついに来るべき日が来たと感じたのは私だけではないと思います。何故ならば例会は純粹親睦を図りながら奉仕理念を研鑽する場所であり、奉仕活動の実践は例会場を出た後に、職場や地域社会や国際社会などの

Community の場で行うものだと考えられてきたからです。奉仕理念の研鑽の場を経てこそ、奉仕活動の実践の場が与えられるのであって、実践が研鑽の代替になる道理はありません。この決定の後には、

「例会でご飯を食べながら無駄な時間を費やすより、額に汗してボランティア活動をする方が価値がある」という風潮が全世界的に高まって、徐々に例会が形骸化して現在に至ったような気がします。

それから数年後、2004 年に当時のグレン・エステス RI 会長エレクトの「世界最大の NGO であるロータリー」という発言を聴いた際、私はまさしく国際ロータリーの終焉が間近いことを感じました。いつロータリーは奉仕理念の研鑽や職業奉仕の実践を捨てて、ボランティア組織に移行したのでしょうか。過去の規定審議会において NGO に衣替えするような議案は一切提案された記録はありません。規定審議会における審議を経ずに、ロータリーの哲学である奉仕理念を RI が勝手に変更することを許すわけにはいきません。

ロータリー活動は単なる理念の提唱に止まらず、奉仕活動の実践が伴わなければならないことは決議23-34 に明記されています。しかし、人道的な奉仕活動に専念するために、奉仕理念の研鑽や職業奉仕活動の実践を放棄してもよいという理由は通りません。

ロータリークラブを NGO 組織だと定義して、その目的を人道的なボランティア活動だと考えれば、会員数が激減したクラブには存在価値はありません。ボランティア組織ならば、何よりもマンパワーが優先しますから、会員数が 10 名や 20 名のクラブでは、積極的なボランティア活動を期待することは不可能だからです。こういった弱小クラブでも何とかボランティア組織として自立させていくための最小限度の管理組織を想定したものが、RI が提唱した CLP なのです。言い換えれば、CLP とは「機能を喪失しているクラブ」乃至は「機能を喪失しかかっているクラブ」が、「人道的奉仕活動をするボランティア組織」として生き長らえるためのプランだとも言えます。

クラブの委員会構成はクラブがその自治権に基づいて独自に定めるものであって、RI や地区ガバナーが強制すべきものではありません。

CLP は RI 定款・細則、クラブ定款で定めた規約ではなく、単に RI 理事会が決定してクラブに推奨している計画に過ぎないので、推奨クラブ細則に記載されているとしてもそれを採択するか否かはクラブが独自に判断すべきものです。

しかし、日本ではお上のお達は守らなければならないと考える人が多いらしく、マンパワーに恵まれている大型のクラブまでもが、従来の四大奉仕の委員会構成を捨てて、RI 推奨の委員会構成を採用して

いる例をしばしば見受けます。不必要な委員会を廃止してクラブ組織の合理化を図るために統廃合するのならばともかく、ロータリー活動の中核である職業奉仕部門を廃止する理由が理解ではありません。

さらに残念なことには 34 地区のうち 13 地区までもが、地区委員会構成に CLP を取り入れて、職業奉仕委員会と社会奉仕委員会と国際奉仕委員会を廃止して奉仕プロジェクト委員会に一本化しています。小規模クラブが CLP に基づいた委員会構成を採用することは致し方ないとしても、地区が CLP に基づいた委員会構成を採用して、職業奉仕や社会奉仕の部門を廃止することは、理解に苦しむ現象と言わざるを得ません。

ガバナー要覧には次のような記載があります。

ロータリーの奉仕の理想は、四大奉仕部門、すなわちクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕という国際ロータリーの哲学的な礎石に基づいた奉仕活動で構成されています。ロータリー・クラブは、ロータリーの綱領を支えるためにそれぞれの奉仕部門活動を遂行します。

四大奉仕部門がクラブ活動の土台となり、能率的な管理がクラブの成功に不可欠となります。責務を完全に理解した上で、予定に沿って能率的にそれを遂行できるクラブ指導者は、年度を通じて、クラブが一層の業績を上げられるよう導くことができるでしょう。

四大奉仕部門と能率的なクラブ管理の両者が一体となり、効果的なロータリー・クラブの土台となります。

効果的なクラブの要素と四大奉仕部門とは、互いに関係があります。クラブ会員を維持、増加することによって、四大奉仕部門すべてにおいて奉仕活動を実施するにあたり、クラブの能力に直接影響が及ぼされます。奉仕プロジェクトを成功させることによって、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕がさらに強化されます。また、ロータリー財団への支援もこれらの奉仕部門に影響を与えます。クラブの枠を超えてロータリーのために奉仕できる指導者を育成することにより、すべての奉仕部門に影響を与えることとなります。どのような指導的役職（ガバナー補佐、地区委員会委員、地区の研修リーダー、地区ガバナー、RI の任命役員、RI 理事、RI 会長）を務めたかにより、その形はさまざまです。効果的なクラブの要素を実現することによって、ロータリー・クラブは奉仕の機会をさらに広げ、ロータリーの綱領をさらに力強く支えることができるのです。

地区はクラブを支援するために存在するのですから、クラブの基盤が四大奉仕である以上、地区は四大奉仕に関する情報をクラブに発信する義務があり、当然のこととして地区に四大奉仕を担当する委員会を設置すべきだと考えます。地区委員会構成から四大奉仕部門を廃止することは、カバナー自らが「ガバナー要覧」に違反していることを証明しているのではないのでしょうか。

この CLP の構想は RI 事務局主導で進められてきた感があります。この四大奉仕の原則を無視した委員会構成の考え方に、RI 理事の中からも異論が出ていることは、国際大会においても国際協議会においても、RI 会長や RI 理事から CLP に関するコメントが一切なかったことや、2005 年に CLP に関する各種のドキュメントをまとめた「クラブ・リーダーシップ・プラン」の小冊子が発行され、2006 年に「効果的なクラブとなるための活動計画の指針」が発行された以降は、現在に至るまで RI からは何らの新しい資料は発行されていませんし、CLP に関する新しいコメントも出されていないことから、RI 理事会内部でも、これを進めようとするグループとこれに消極的なグループ間の意見の不一致があることを伺わせます。

四大奉仕を無視したCLPに基づく委員会構成に反対するRI理事のグループが、標準ロータリークラブ定款において改めて四大奉仕を位置づける提案を、2007年規定審議会に提案し、これが採択されたことから、今後は再び従来の四大奉仕を尊重した委員会構成に復帰する流れが強まるものと思われます。この運動の中心になったのはピチャイ・ラタクル元会長や日本の理事であったことを申し添えます。

ここで、新しくクラブ定款に記載された四大奉仕に関する規定をご紹介します。

ロータリーの四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実的な規準である。

1 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。

2 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。

3 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

4 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。

私たちが守らなければならないロータリーの規約にクラブ定款とクラブ細則があります。クラブ定款はロータリークラブに関する基本的なルール、目的を定めたものであり、規定審議会に於いて制定または変更することができますが、クラブが勝手に制定したり変更することはできません。これに対してクラブ細則は、クラブの管理運営を円滑にするための具体的な規約であり、クラブが独自に制定変更することができます。推奨ロータリークラブ細則は、RIがサンプルとして提示したものに過ぎなく、国際ロータリー定款や国際ロータリー細則や標準ロータリークラブ定款に背馳しない範囲内で、クラブ・レベルで独自に制定したり変更することができます。すなわちクラブ細則は、クラブ自治権の範疇でクラブが自らのクラブの現状に合わせて、自由に制定するものなのです。

標準ロータリークラブ定款で新たに四大奉仕が定義されたことから、やっとなら CLP に基づく委員会構成に疑問を抱き始めたロータリアンが増えてきたようです。

CLP は推奨クラブ細則の規約に過ぎません。すなわちそれに従うのも従わないのもクラブの自由です。またその名の通りクラブ細則ですから、地区には何らの影響を及ぼしません。これに対して四大奉仕の原則はクラブ定款で定められたものですから当然のことながら遵守義務があります。定款で定められた四大奉仕に基づく委員会構成を採用すべきか、CLP に基づく委員会構成を採用すべきか、いまさら議論の余地はないのではないのでしょうか。